

令和5年度 清水町価格高騰重点支援 臨時給付金（3万円／1世帯）の御案内

町では、エネルギー・食料品価格等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に対し、臨時的な措置として給付金を支給します。

支給対象と支給の手続き

清水町
独自施策

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

① 非課税世帯

令和5年6月1日時点で
清水町に住民登録があつて
**世帯全員が「令和5年度町県民税
が非課税」である世帯**

② 均等割のみ課税世帯

令和5年6月1日時点で
清水町に住民登録があつて
**世帯全員が「令和5年度町県民税が均
等割のみ課税」もしくは世帯全員が「令
和5年度町県民税が均等割のみ課税」
の人と「令和5年度町県民税が非課税」
の人のみで構成されている世帯**

下記3パターンに分かれます

- A 「支給通知書兼決定書」が届く世帯**
↳原則手続は必要ありません。
- B 「支給要件確認書」が届く世帯**
↳確認書の提出が必要です。
- C 「申請書」の提出が必要な世帯**
↳申請書の提出が必要です。

詳しくは、裏面のA・B・Cそれぞれの項目へ

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

下記2パターンに分かれます

- B 「支給要件確認書」が届く世帯**
↳確認書の提出が必要です。
- C 「申請書」の提出が必要な世帯**
↳申請書の提出が必要です。

詳しくは、裏面のB・Cそれぞれの項目へ

申請・提出期限（必着）

令和5年11月30日（木）

**本給付金は、昨年度以前の給付金と異なり、
課税者に扶養されている世帯でも対象世帯であれば受給できます。**

- ※1 支給対象となる世帯が①非課税世帯として給付した給付金については、差押禁止及び非課税の対象となります。
- ※2 支給対象となる世帯が②均等割のみ課税世帯として給付した給付金は、一時所得として課税対象になります。

本給付金に関する注意事項

- ※ ①と②の場合であっても、租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象になりません。
- ※ 他市町村において、今回と同等の給付金を受給した場合は、本町では対象になりません。

給付金の申請手続き

A 「支給通知書兼決定書」が届く世帯

【この通知が届く世帯】

- 令和5年6月1日時点で清水町に住民登録があり、世帯全員が「令和5年度町県民税が非課税」である世帯であって、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（50,000円給付）を受給した世帯です。（受給後、世帯構成に変動がない場合。）

【手続きの方法】→原則手続き不要

- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要です。**支給通知書兼決定書記載日に振込みます。
※ 口座振込先の変更等の場合に限り、同封の変更届等を記載の上、返信用封筒で返信をお願いします。

B 「支給要件確認書」が届く世帯

【この通知が届く世帯】

- 令和5年6月1日時点で清水町に住民登録があり、世帯全員が「令和5年度町県民税が非課税」である世帯であって、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（50,000円給付）を受給していない世帯です。（世帯構成に変動がない場合。）
- 令和5年6月1日時点で清水町に住民登録があり、世帯全員が「令和5年度町県民税が均等割のみ課税」もしくは世帯全員が「令和5年度町県民税が均等割のみ課税」の人と「令和5年度町県民税が非課税」のみで構成される世帯です。（住民税均等割のみ課税世帯）

【手続きの方法】→必ず確認書の返信が必要

- 送付した確認書に必要な事項を記入の上、必要に応じて添付書類を添付し、専用の返信用封筒で**令和5年11月30日までに返信してください。**

C 「申請書」の提出が必要な世帯

【この通知が届く世帯】

- 令和5年6月1日時点で清水町に住民登録があるが、世帯の中に令和5年1月2日以降に清水町外から転入した方がいる世帯です。
※ 令和5年1月2日以降に清水町外から転入した方の課税状況が町では把握できないため、対象世帯かどうか判明しない世帯です。
転入した方の課税（非課税）証明書や納税通知書の写しなどの添付をしていただき、対象世帯であることを証明していただく必要があります。

【手続きの方法】→転入前の課税証明書等を添付の上、申請書の郵送が必要

- 同封した申請書に必要な事項を記入の上、課税証明書等添付書類を添付し、専用の返信用封筒で**令和5年11月30日までに返信してください。**

本給付金は、昨年度までの給付金と異なり、家計急変世帯の申請は対象ではありません。

詳細やお問合せ

町公式ホームページ

<https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/fukushi/fukushi00137.html>

をご覧ください。



清水町福祉介護課地域福祉係

<価格高騰重点支援臨時給付金担当>

055-981-8207 受付時間 平日（役場開庁日）9時～17時



令和5年
清水町は町制施行
60周年です。